

鶴岡第三中学校 部活動細部確認事項（ガイドライン）

目的	○部活動活動員（生徒）の健全育成 ①あいさつ・返事・後始末ができる生徒を育成します。 ②目標達成に向けて、力を合わせて、努力することができる生徒を育成します。	
運営	①鶴岡第三中学校『部活動』は部活動顧問（校長委嘱）、地域指導者（校長委嘱）、保護者会（必要に応じて）の三者の連携と機能の分担によって運営します。 ②部活動は、原則として平日放課後の活動終了時間までの時間に活動します。 休日は中体連大会（吹奏楽と合唱は田川中文連が定めたコンクール）当日のみ活動します。 ③市および鶴岡三中の部活動ガイドラインに基づいた運営をします。ガイドラインの確認と改善は継続的にを行います。 ④ 年度毎に申請があった指導者を校長が「地域指導者」と認定し、委嘱します。この指導者は、上記②「部活動」で指導を行います。 ⑤生徒・指導者の身体的・精神的負担、保護者の経済的負担などを考慮し、公立中学校の放課後活動として適切に運営します。 ⑤ 授業や学校生活に支障をきたす活動にならないように適切に運営します。 ※毎月25日までに次の月計画を提出し、校長の承認を得ます。 ※「活動計画書」として職員室前の廊下に掲示します。	
加入	○任意加入 ・毎年4月末に登録します。	
管理指導	○部活動顧問 ○校長が委嘱した地域指導者	
活動時間		○定期テストの3日前からは活動停止日とします。また、テスト最終日は休養日とし、活動を行いません。 ◎安全上の配慮から以下のようなときは活動を行いません。 ①指導・管理にあたる者（指導者）が校内（または活動場所）に不在のとき。 ②学校内で感染症が流行したとき、もしくはその恐れがあるとき。 ③台風の接近や暴風雪警報の発令など、生徒の安全確保が困難なとき。
	平日	○活動時間は、 2時間程度 とします。 ○月曜日は活動休止日とします。 ○早朝、夜間の活動は禁止します。 ○通年 火水木金のうち、平日週4日以内とします。 <6時間授業> 活動終了 17時15分 下校完了 17時30分 <5時間授業> 活動終了 16時45分 下校完了 17時00分 ※校外での活動の場合は、移動時間も含めて 下校完了 18時00分
	休日	<u>土曜・日曜・祝日は部活動を行いません。</u> <※土日活動をするやむを得ない事情について> 下のいずれかにあてはまる場合 ①中体連・中文連主催大会（田川総体・新人大会・県大会以上、コンクール等）の 2週間前 。 ②上記以外で、校長が「やむを得ない」と判断した場合。→ 校長に事前相談が必要
長期休業	○土日は原則活動しません。 ○学校の閉庁日は活動しません。	
大会参加	○以下の大会は顧問が監督を務め、部員の指導・管理にあたります。 ・中体連、中文連主催の大会（総体・新人・県中総体・県新人など） ・顧問が引率、監督する大会（校長会が特例として承認したもの）。 ただし、地域指導者や保護者による引率が認められている場合は原則として引率を行わない。 ○上記以外の大会は 部活動としては参加しません 。	
強化練習	○ 中体連主催の強化練習会 は、参加の有無も含めて 顧問が対応 する。 ただし、外部指導者や保護者による引率が認められている場合は、原則として引率を行わない。	
保険	○日本スポーツ振興センターの保険（本校生徒全員加入）	

地域展開に関わって特記事項（「鶴岡市立中学校部活動等に関するガイドライン」より）

- 中体連・中文連主催の事業については、教員（顧問）引率の下、部活動として活動することもできる。（特例もある）

○部活動として活動することもできる特例

特例 i 中体連主催大会の2週間前からの休日に行う「練習試合」については、教員が引率・指導することもできる。また、文化部活動の大会（コンクール）の2週間前から休日に行う通常の練習活動については、教員が引率・指導することもできる。

※ただし、半日程度とする。【特例 i は当面の間の対応とする】

特例 ii 文化部活動については、以下の要件及びやむを得ない事情がある場合、教員の指導の下で活動することもできる。【特例 ii は当面の間及び体制が整うまで】

○活動を認める要件

休日の指導体制が整わない場合、または、学校施設が一般開放できない場合

○認める活動の内容

大会（コンクール）の3週間前からの休日

土日2日間の内1日以内（半日程度）

3連休の内2日以内（1日あたり半日程度）

※土日に連続しない祝日は校長判断とする